

静岡県告示第627号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成29年静岡県告示第691号により指定した要措置区域の全部の指定を次のとおり解除したので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月11日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定を解除する要措置区域

伊東市宇佐美字生戸石3478番8の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シスー1,2-ジクロロエチレン及びテトラクロロエチレン

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の原位置浄化

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び東部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）